

事業者の皆さま! 障がい者差別解消法が変わります!

障がいのある人への「合理的配慮」を行いましょう

～令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます～

令和3年に障がい者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化(施行日:令和6年4月1日)されます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、どのような取組ができるか、考えていきましょう。

【改正後】

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

※本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービスを反復継続する者です。ボランティアグループなども含みます。

不当な差別的取扱い

禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供

令和6年4月1日から
事業者も義務

- ・障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- ・障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- ・「合理的配慮の提供」にあたっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

<出典>内閣府リーフレット ※内閣府ホームページ掲載
「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」

おたずね/福祉推進課 ☎ 21-6959
FAX 21-6598

「合理的配慮」の具体例

●物理的環境への配慮(例:肢体不自由)

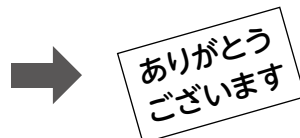
【障がいのある人からの申し出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。



【申し出への対応(合理的配慮の提供)】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

●意思疎通への配慮(例:弱視難聴)

【障がいのある人からの申し出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申し出への対応(合理的配慮の提供)】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

合理的配慮の提供における留意点 (対話の際に避けるべき考え方)

●「前例がありません」

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。「前例がない」ということは断る理由になりません。

●「もし何かあったら…」

漫然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

ひきこもりの理解と支援のために

「ひきこもり」とは、自宅での生活が主となり、社会参加を回避している状態が6か月以上持続している場合をいいます。その原因は、「会社での人間関係などにストレスを感じ、家から出られなくなった」「不登校がきっかけで家に閉じこもった状態が続いている」などさまざまです。

また、ひきこもりは、ストレスから身を守る1つの方法ではありますが、うつ病等の精神疾患や発達障がいなどが関係している場合もあり、人によってその状態もさまざまです。

人と会うのが苦手など、ひきこもりについてお悩みの方は、ご本人やご家族だけで抱え込まず、まずは相談してみませんか。相談者の情報は、守ります。

市のひきこもり 相談窓口 (面接相談・電話相談)

- 出雲市 福祉推進課 相談支援係 【受付時間】 平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)
☎21-6905 FAX 21-6598 メールアドレス fukushi@city.izumo.shimane.jp
- 出雲市 子ども・若者支援センター 【受付時間】 平日8:30~17:00(祝日・年末年始を除く)
フリーダイヤル ☎0120-84-7867

県のひきこもり 相談窓口 (面接相談・電話相談)

- 島根県ひきこもり支援センター 【受付時間】 平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)
(島根県立 心と体の相談センター)
専門相談ダイヤル ☎(0852)21-2045
- 出雲保健所 心の健康支援課 【受付時間】 平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)
☎21-1653

医療従事者のための手話講座を開催します

耳の聞こえない人への理解や、当事者の体験談、医療現場でよく使う単語を中心に手話を学んでみませんか。

医療系の学校の学生や、ボランティアの方の受講もお待ちしています。

◆日時 / 10月1日(日) 10:00~11:30 ◆会場 / 市役所本庁1階 くまびき大ホール

◆対象 / 市内在住・在勤の医療従事者、学生など ◆参加費 / 無料 ◆申込期限 / 9月22日(金)

◆申込方法 / 電話、FAX、メールのいずれかで、住所、氏名、連絡先(電話番号)を記載し、申し込んでください。

◆その他 / 開催日当日の参加が難しい場合は、5人以上の任意のグループでの出前講座も行いますので、お問い合わせください。

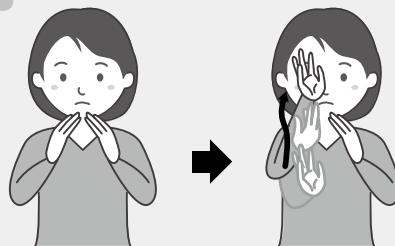
聴覚障がい以外の障がいについて知るための「あいサポーター研修」も随時受け付けています。

申込み・おたずね / 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 メール: fukushi@city.izumo.shimane.jp

手話をやってみよう!

今月は、「火災」です。
ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。
「出雲市 YouTube やさしい手話」で



- ①両手で屋根の形をつくる
- ②右手で炎が立ち上がるように揺らしながらあげる

おたずね / 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598